

元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例



平成 27 年 3 月
富山県農村振興課



中山間地域等直接支払制度第4期対策の概要 2

制度を活用した取組事例

若者・女性の参画による地域づくりに取り組む事例

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ①女性グループの活躍によるそばの店「清水そばそば峠」 | 富山市山田清水 4 |
| ②寿五位安納芋（サツマイモ）の地域特産化とスイーツ作り | 高岡市福岡町五位 6 |
| ③女性の積極的な参加による景観づくり | 立山町虫谷 8 |

地域特産品づくりに取り組む事例

- | | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| ④地域特産品「赤毛米」ブランド化への取組 | 氷見市赤毛 10 |
| ⑤「あさひ柿」の生産販売による地域活性化 | 朝日町小更 12 |
| ⑥稲塚権次郎氏の偉業の伝承と「小麦農林10号」による地域特産品づくり | 南砺市蓑谷地区 14
(蓑谷・細野・西明・東西原) |

都市農村交流に取り組む事例

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ⑦「種の里」棚田オーナー活動による都市住民との交流 | 上市町西種 16 |
|---------------------------|----------------|

鳥獣害対策に取り組む事例

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ⑧集落が一体となった農業生産活動維持と鳥獣害対策 | 砺波市庄川町雄神 18 |
|--------------------------|-------------------|

農地の維持・管理の省力化に取り組む事例

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ⑨畦畔被覆植物による労力の軽減 | 滑川市森野新 20 |
|-----------------|-----------------|

さらなる集落の活性化に向けて 22

中山間地域等直接支払制度第4期対策の概要

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動を将来に向けて維持するための活動の支援について、平成27年度より第4期対策として加算措置を拡充し実施します。

対象地域

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域 〔特定農山村法 山村振興法
過疎法 半島振興法等〕

対象者

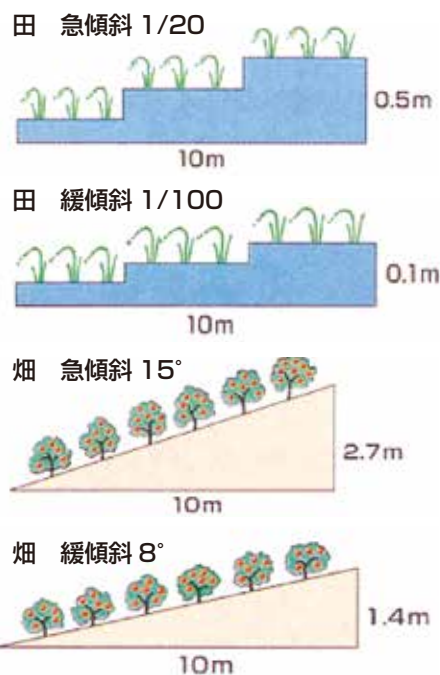
協定に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等 〔農業生産法人
生産組織等も対象〕

主な交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜 (1/20以上)	16,800	21,000
	緩傾斜 (1/100以上)	6,400	8,000
畑	急傾斜 (15度以上)	9,200	11,500
	緩傾斜 (8度以上)	2,800	3,500

○集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付します。

○交付金の配分・活用方法は集落内の話し合いで決めてください。



実施期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

土砂災害・洪水防止のため、林に戻そう(林地化)

これまで交付を受けていた農用地等で、より生産条件が不利で耕作放棄の懸念があると市町村が判断し、樹木の苗の植え付け、植え付け後の下草刈り等を集落協定に位置づけた場合、一定期間交付対象となります。

なお、農振農用地からの除外及び農地転用の許可手続きが必要です。

営農組合等の個別協定

営農組合等が農用地所有者との間において、5年以上の利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託等一定の条件を満たす場合、個別協定（生産組織等が申請）による取組が可能です。

認定農業者、農業生産法人、生産組織等が対象となります。

集落協定の活動要件

基礎活動

耕作放棄地の発生防止など基礎的な活動

① 農業生産活動など

● 集落マスタープランの作成

集落の将来像を明確にします

● 耕作放棄の防止など

耕作や適切な農用地の維持管理を5年間継続します

● 水路・農道などの管理

草刈りや江ざらいなど水路・農道の維持管理を5年間継続します

② 多面的機能増進活動

(いずれか1つ)

● 国土保全機能の増進

・ 周辺林地の下草刈り
・ 土壌流亡に配慮した営農 等

● 保健休養機能の増進

・ 棚田オーナー制度の実施
・ 市民農園、体験農園の運営
・ 景観作物の作付け
・ 体験民宿
・ グリーン・ツーリズム 等

● 自然生態系の保全

・ 魚類、昆虫類の保護
・ 冬期の湛水化、鳥類の餌場の確保
・ 粗放的畜産
・ 堆きゅう肥の施肥、緑肥作物の作付 等

農業生産活動等の体制整備

③ 農用地等保全体制整備に向けた活動

[例]

- ・ 農地法面、水路、農道等の補修・改良
- ・ 既耕作放棄地の復旧
- ・ 林地化
- ・ 農作業の共同化又は受委託
- ・ その他将来にわたって適正に保全していくために必要な事項

④ 農業生産活動等の継続に向けた活動

(A・B・C要件のいずれか1つ選択)

[A要件] 人・農地プランを活用しつつ、以下の項目から2つ選択(数値目標により1つ選択)

- ① 機械・農作業の共同化
- ② 高付加価値型農業の実践
- ③ 農業生産条件の強化
- ④ 担い手への農地集積
- ⑤ 担い手への農作業の委託

[B要件] 協定参加者として、新たに協定活動に主体となって参加する女性・若者・NPO法人等(1名以上)を定め、以下の項目から1つ選択

- ① 新規就農者等による農業生産
- ② 地場産農産物等の加工・販売
- ③ 消費・出資の呼び込み

[C要件] 農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制を協定に位置付け

※基礎活動のみの取組の場合、交付単価は、基礎単価となります。

より積極的な取組に向けた加算措置

第4期対策の拡充ポイント

● 集落連携・機能維持加算

① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、**人材確保**や**集落間の連携活動体制づくり**を支援。

[単価]

地目にかかわらず
3,000円/10a



② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が**小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動**を支援。

[単価]

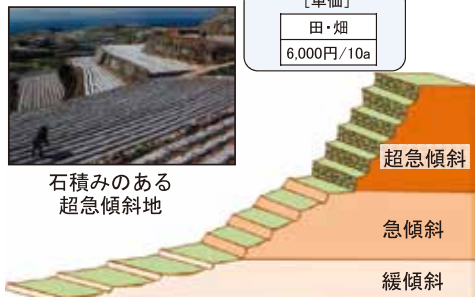
田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

● 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20度以上)の農用地について、その**保全**や**有効活用**に取り組む集落を支援。

[単価]

田・畑
6,000円/10a



※加算措置は、体制整備単価の要件を満たしている集落を対象
※活動要件の詳細については、市町村の担当課などへお問い合わせください。

1 女性グループの活躍によるそばの店「清水そばそば峠」

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市山田清水 ^{やまだしょうず}			
協定面積 47.4ha	田 (68%)	畑 (32%)	草地	採草放牧地
	水稻	そば等		
交付金額 727万円	個人配分			76%
	共同取組活動 (24%)	農用地の維持管理費		6%
		農道・水路等の維持管理費		14%
		役員報酬	4%	
協定参加者	農業者 20人、清水営農組合（構成員 15人）、農地利用組合（構成員 3人）、非農業者 4人			開始：平成 12年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済み			

2. 取組に至る経緯

当集落では、農業従事者の高齢化が進む中、第1期中山間地域等直接支払交付金を活用して、村興しの一環として水車小屋を建設、そこで挽く地元そば粉を使ったそば屋の建設の気運が一気に高まった。そば屋の建設にあたっては、地元住民がボランティアで関わり、平成16年に「清水そばそば峠」を開業した。

開業と同時に生産調整における転作田、荒廃していく開畑を活用して、地元特産のそば栽培面積の拡大を図り、担い手への農地集積を進めると共に、そばそば峠では地域で採れる山菜や野菜を販売する直売所の併設や、加工品製造販売など、経営の多角化を推進し、農業者の経営の発展、所得の向上を図ると共に、地域の活性化の原動力となっている。

3. 取組の内容

「清水そばそば峠」の運営は集落の女性グループ（4名）が中心となって行っており、仕入れ、そば打ち、調理から接客まで経営全般を担っている。繊細で心のこもった手打ちそばの提供に加え、女性ならではのきめ細かい接客が評判を呼び、開業以来、来客数、販売額は年々増加しており、地域農業の活性化に大きく貢献している。

平成21年には同女性グループが中心となって加工部門を立ち上げ、加工品製造販売を開始。「おこわ」、「漬物」、「そばまんじゅう」、「草餅」など地元農産物の新たな付加価値を生み出す取組みも積極的に行っている。

また、多様な交流活動の促進と担い手育成を図るため地元小学校と連携して児童を対象としたそば栽培、花の観察、そば打ち体験学習などを実施し、食育の支援にも力を入れている。



中心となる女性グループ



そば花の観察会

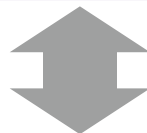
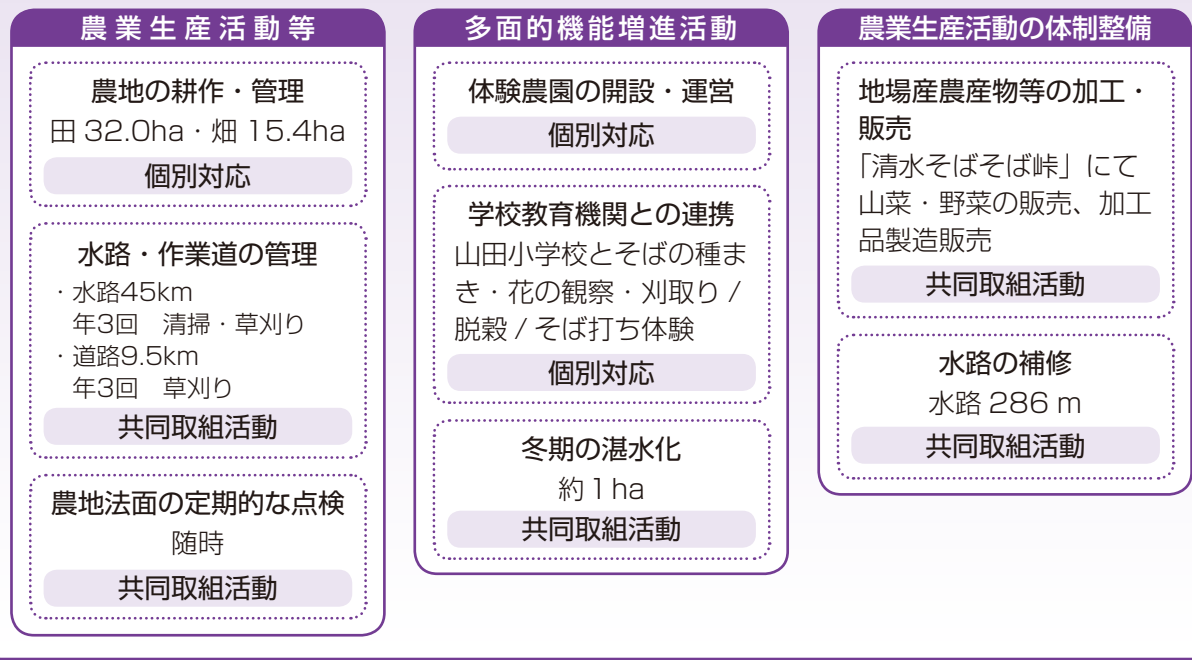
集落の将来像

- 集落営農、認定農業者を中心とした集落ぐるみでの農地保全管理体制を確立。
- 地場産農産物等の更なる振興を図り、安定的な農業経営を目指す。



将来像を実現するための活動目標

- 地場産農産物等の加工・販売等経営の多角化の取組を推進し、農業者の経営の発展、所得の向上を図る。
- 集落内の農道・水路・ため池等の整備を行い、持続的な農業生産活動をするための環境づくりを図る。



集落外との連携

- 集落外の農家との連携を図り、農作業受委託等を推進する。(牧、沼又集落)

4. 今後の課題等

農業従事者の高齢化、過疎化が進む中で、今後の農業生産活動体制の整備が非常に重要になってきており、集落全体でのサポート体制を構築することにより、集落の営農を維持していきたい。

これまでの主な成果

- 平成16年清水そばそば峠を開業。農産物直売所を併設。
- 平成17年から地元「山田小学校」と連携して、児童を対象とした農業体験学習を実施。
- 平成21年農産物加工施設を開業。「おこわ」、「漬物」、「そばまんじゅう」、「草餅」などの加工品製造販売を開始。
- 平成26年度 富山県農村文化賞受賞

2 すっごい 寿五位安納芋(サツマイモ)の地域特産化とスイーツ作り

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高岡市福岡町 ^{ごい} 五位			
協定面積 14.1ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 175万円	個人配分			20%
	共同取組活動 (80%)	役員報酬		4%
		水路農道等の維持管理費		14%
		交付金の積立・繰越		60%
その他		2%		
協定参加者	農業者 19人、五位営農組合(構成員 31人)、非農業者 15人 集落外参加者 1人			開始：平成 13年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済			

2. 取組に至る経緯

当集落では、少子高齢化により若者の流出や人口の減少等により、過疎化が深刻な問題となっていた。地域農業の継続を行うため、平成16年度に営農組合を設立し、機械の共同利用を行った。さらに、平成19年度からは農作業の協業化に移行している。第1期対策の平成13年度に集落協定を結び、中山間地域等直接支払制度を活用し、五位集落住民が共同作業等を通してコミュニケーションを行い、活力ある住みやすい集落づくりに努めている。五位営農組合が中心となり、水稻等の栽培や安納芋の栽培・新商品開発に取り組んでいる。

3. 取組の内容

地域の活性化を図るため新たに安納芋の栽培に取り組み、安納芋を使った商品開発を行い、新たな地域の特産品化を目指している。福岡町に300年余りつづく「つくりもんまつり」につくりもん焼きの餡に加工して提供している。さらに、新たな取り組みとして安納芋を使ったジェラートやバウンドケーキ、どら焼き等の様々な商品開発を富山製菓専門学校等と連携し、安納芋のブランド化を目指している。



学生・住民などの参加による安納芋の収穫



安納芋を使ったジェラート等

集落の将来像

- 「みんなで元気でやさしく・住み良い・五位集落の自然豊かな田舎・再発見！さらに発展！！」をテーマに五位営農組合を中心に一集落一農場の形を目指す。



将来像を実現するための活動目標

- 五位営農組合を中心に農地の集約化を図る。
- 共同作業を通してコミュニティの醸成と若手農業者の育成

農業生産活動等

農地の耕作・管理
田 14.1ha

営農組織、個別対応(管理)

水路・作業道の管理

・水路3km、年2回清掃、草刈り
・道路3.1km、年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

年2回及び随時

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
約 0.5ha、年1回

共同取組活動

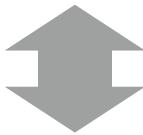
集落外との連携

集団的かつ持続可能な体制整備
集落全体の共同取組活動により農業生産活動との維持を図る。

共同取組活動

営農組織の育成
五位営農組合の法人化に向けた研修会の開催

共同取組活動



集落外との連携

- 五位集落出身者が参加する五山会に行事案内を行い、地域の行事に集落外からの参加者を募り、地域のにぎわいづくりを行っている。

4. 今後の課題等

今後、高齢化による集落協定参加者の減少が懸念されるので、若手の育成、確保に努める。五位営農組合の法人化に向けて取り組む。

これまでの主な成果

- 安納芋収穫参加者 54名（住民、製菓専門学校の教職員・生徒、富山大学生、五位集落出身者）
- 安納芋栽培面積 15a, 栽培株数 2,700株
- 安納芋を活用したスイーツの開発（ジェラード、パウンドケーキ、どら焼き）
- 五位産の農産物の商標登録（登録名：^{すっごい}寿五位、平成26年9月）

3 女性の積極的な参加による景観づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	立山町 ^{むしたに} 虫谷			
協定面積 12.4ha	田 (97%)	畑 (3%)	草地	採草放牧地
	水稻	野菜		
交付金額 190万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	農地管理費		9%
		鳥獣被害防止対策		39%
		多面的機能増進活動費		1%
		役員報酬		1%
協定参加者	農業者 21人			開始：平成19年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済み			

2. 取組に至る経緯

立山町の中心市街地から約6km離れた立山連峰の麓、棚田が広がる東谷地区の山間部に位置し、集落内にある「岩室の滝」は、富山県の天然記念物に指定され、観光地として人気を集めている。昼夜の寒暖差が大きく、立山山麓の伏流水で育った東谷産米の一部は、町のブランド品に認定されている。

虫谷集落においても高齢化の問題があり、耕作放棄地の増加が懸念されているが、本制度を活用し、農業生産の維持と多面的機能の確保を図っている。

また、立山町その他集落で電気柵を設置したところ、鳥獣による被害が減少したため、虫谷地区においても電気柵や捕獲檻を設置し、被害の軽減に努めている。

担い手不足の課題に対しては、集落が一体となって活動することにより、現在の体制を維持している。

3. 取組の内容

多面的機能を促進する活動の一環として、景観作物である、ひまわりの種まきや、コスモス等の花苗を植える取組を行っている。このような取組に対して、集落の女性も積極的に活動に参加し、明るい雰囲気の中で活動が進められている。水路や農道、農用地の草刈においても、女性の参加率は約20パーセントを維持している。



景観作物の作付け



景観作物（ひまわり）

集落の将来像

- 集落のメンバーが一体となり、農業生産活動等の体制を整備する。



将来像を実現するための活動目標

- 集落での草刈りや江ざらい等の活動を継続し、集落のメンバーが一丸となって農地を守る。

農業生産活動等

農地の耕作・管理

個別対応

水路・作業道の管理

- ・水路4.5km、清掃、草刈り
- ・道路6.8km、草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り

個別対応

景観作物作付け

- ひまわりの種まきやコスモス等の花苗の作付け

共同取組活動



集落外との連携

- 立山町中山間地域連絡協議会の会合を開催し、他集落との意思疎通を図っている。
- 町の補助金等を活用しながら、空き家対策を行っており、定住者ができることを期待している。

4. 今後の課題等

農業の担い手の不足により、何も対策をとらなければ、農業生産活動が減退していく。そのため、町役場と連携し、中山間地で就農する「農業女子」の募集を行っており、「農業女子」の決定後、担い手として育成・支援していく予定である。

これまでの主な成果

- ひまわりの作付けにより農村景観を維持している。
- 鳥獣による農作物被害防止策として、電気柵を設置している。
(東谷地区の被害面積：H24年度 6.2ha ⇒ H25年度 1.9ha)
- 耕作放棄地の発生を抑制している。

4 地域特産品「赤毛米」ブランド化への取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	氷見市 ^{あかげ} 赤毛			
協定面積 8.6ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 172万円	個人配分			40%
	共同取組活動 (60%)	役員報酬		
農道・水路管理費			30%	
農地管理費			5%	
積立金			15%	
協定参加者	農業者 10人、水利組合 1組織、非農業者 1人 (構成員 11人)			開始：平成 13年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済			

2. 取組に至る経緯

赤毛集落は、氷見市街地から南西方向に約18kmにある山間の集落である。

農業者の高齢化に伴い、個人での営農活動の継続が難しくなってきたことから、集落全体で取り組む本事業を活用し農地を守ってきた。

集落内で機械の共同利用を拡大するなど体制づくりに力を入れてきた。

近年は、野生鳥獣による被害が拡大し、その対策に労力を費やされ、営農意欲の低下により農業生産活動の継続が危ぶまれている。

3. 取組の内容

標高200m前後の農地と昼夜の寒暖差がある環境の中で、低農薬・低化学肥料で育った米は「赤毛米」として販売されている。

「赤毛米」をPRするため、東京都有楽町にあるアンテナショップへ赴き販売促進を行っている。特徴であるもちとした食感が好評なことから、ブランド化に成功している。

また、集落内で収穫された山菜は市内スーパーや地域の直売所で販売を行っている。集落住民が集まって山菜の集荷選別を行っており、コミュニケーションを行う憩いの場となっている。

自ら収穫した山菜が収益になることから、生きがいと活力の醸成へとつながり、元気な高齢者が多い。



豊かな自然環境で育まれる赤毛米



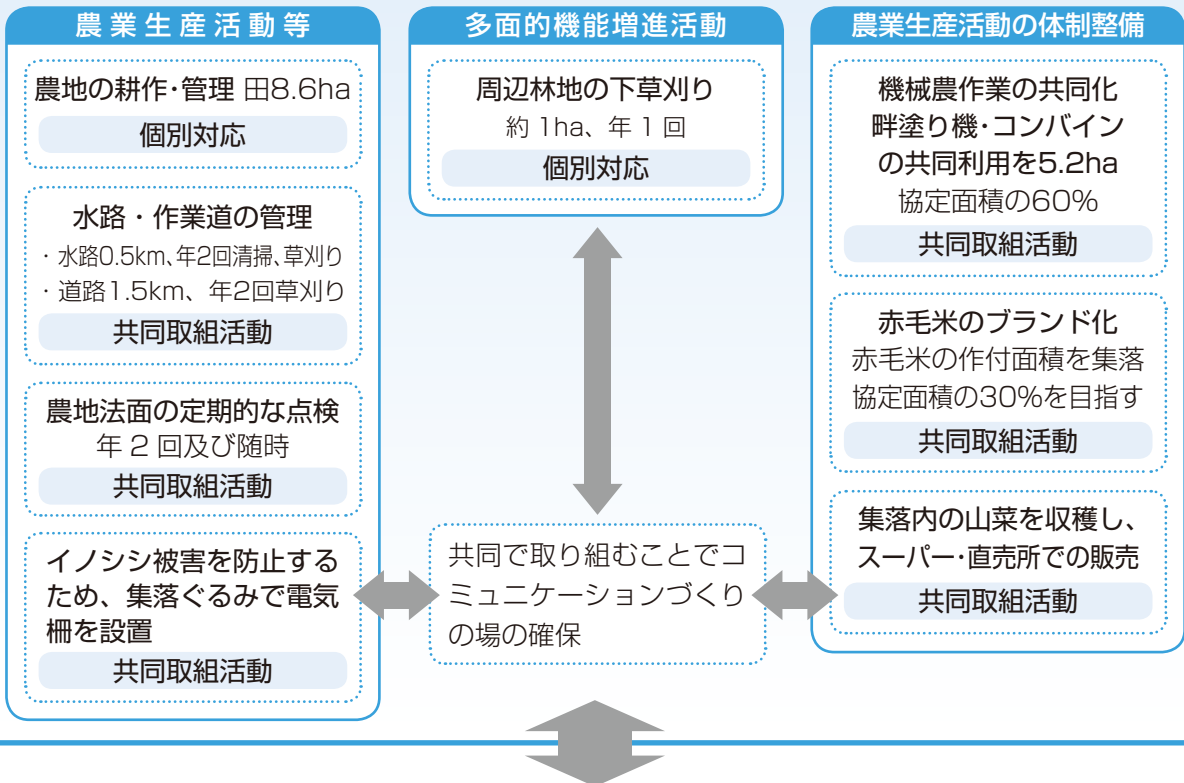
東京での試食販売

集落の将来像

- 高齢化が進む中で、極力機械化・省力化を進め、農業生産活動を維持して赤毛米のブランド化・販売促進を図る。
- 消費者と直接対話を進めることにより、生産意欲を高めるとともに、地域農産物のブランド化に努め価格の安定化を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 機械や農作業の共同化により、農業生産活動の維持を図る。
- 低農薬・低化学肥料による赤毛米の作付面積を集落協定内の30%以上を目指す。



集落外との連携

- 東京のアンテナショップで赤毛米の試食販売をしている。消費者と直接話すことで、生産意欲を高めるとともに赤毛米の生産にやりがいを感じている。

4. 今後の課題等

生産者が高齢化していることにより、集落内の作付面積が徐々に減少してきている。効率的な生産体制や農業後継者の確保について考えなければならない。

イノシシによる被害が発生しており、収穫できない米がでてくるため、集落ぐるみで電気柵の設置を継続して行い、大切に米を育てていきたい。

これまでの主な成果

- 赤毛米の販売量はH19に1.5tであったが、H24には11.4tへ増加している。
- 畔塗り機・トラクターの共同利用面積がH22の30%からH26には60%へ増加している。
- イノシシ被害を防止するため、約7kmの電気柵を集落ぐるみで設置している。
- 平成26年度 農村振興・環境保全優良活動知事賞受賞

5 「あさひ柿」の生産販売による地域活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	朝日町 <small>こぶけ</small> 小更			
協定面積 20.9ha	田 (93%)	畑 (7%)	草地	採草放牧地
	水稻	柿		
交付金額 247万円	個人配分			45%
	共同取組活動 (55%)	農道・水路等の維持管理		10%
		農道・水路の補修改修		28%
		役員報酬等	3%	
水路補修積立金		14%		
協定参加者	農業者 22人、農業生産法人 2組織、非農業者 8人			開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済み			

2. 取組に至る経緯

小更集落は、朝日町南保地区の北にあり、山沿いに位置している。

東側の山を背に、西側に向けて農地が開けており、山裾は勾配がきつく、耕地面積が大きく取れないことから、大型農業機械の導入には向かず、効率の高い農作業には不向きである。加えて有害鳥獣、特に猿の被害が懸念され、野菜の作付けは困難となっている。

転作物の選定にあたってはこれらのほか、作業者の高齢化を踏まえて一時期に作業が集中しないこと、高収入が期待できること、共同作業も導入できることを考慮し、米作に引き続いて収穫作業ができる柿（刀根早生）の作付けを選んだ。

3. 取組の内容

活動の初期においては、様々な技術の習得を中心に集落共同で取り組んだ。木の仕立て方と枝の剪定方法、施肥と防除方法、摘蕾方法、摘果時期と選果、渋抜き等について農業協同組合の技術指導を受けつつ、参加者自身が創意工夫を凝らして取り組んで来た。

また、選果設備等、取組に必要な施設設備は国・県・町や農協などから多くの支援を受けており、作業の効率化や販売網等を考え、隣接する越集落と共同して出荷組合を組織している。

最近では富山県立入善高校の農業実習へ協力し、摘蕾作業が実践されており、次代の就業者に育つことを期待している。



高校生の摘蕾実習風景



集荷風景

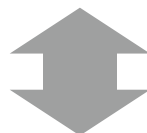
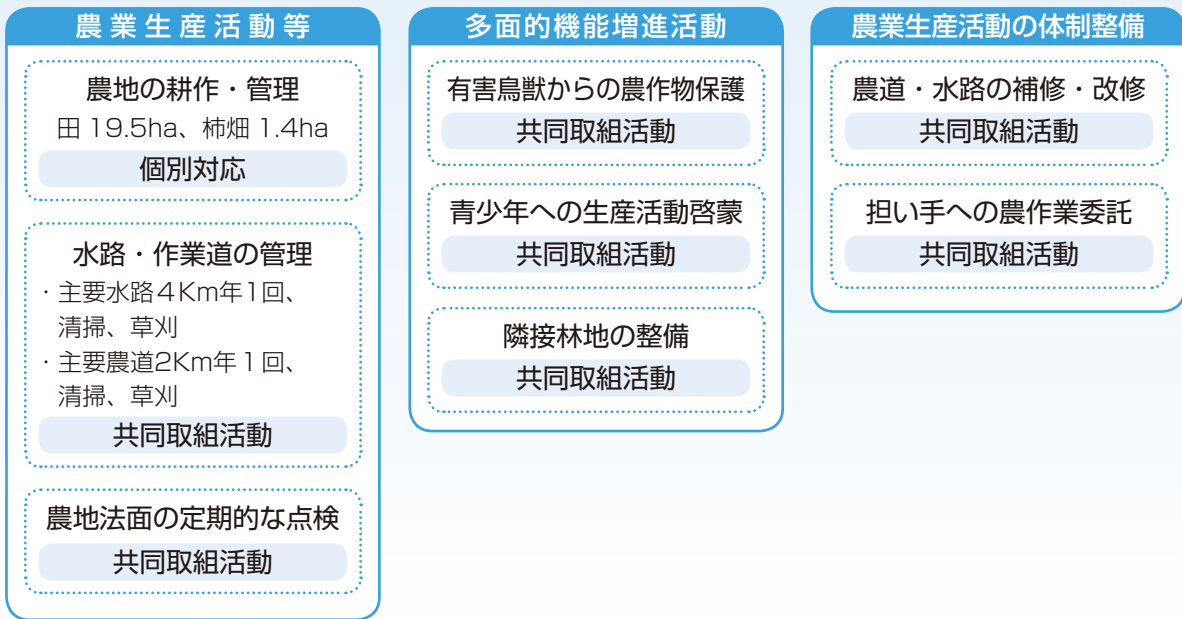
集落の将来像

- 地域住民の高齢化に対応した、農作業の担い手育成と委託を推進する。
- 離農者への農業意識の改革を促し、住民参加型の農業に取り組む。



将来像を実現するための活動目標

- 農業の担い手育成を行い、住民参加による農用地の維持管理を図る。



集落外との連携

- 柿出荷組合を通じ、他集落と連携した農業生産の取組を継続する。
- 近接集落との水路・道路の共同補修管理。

4. 今後の課題等

農業従事者の高齢化の影響は予想以上のものがある。特に専業農家などへの農作業委託は委託者の農業離れを促進している。

米価の低下影響も無視できず、離農への加速要因となりつつある。離農は究極的には農地荒廃を招くと考えられる。元農業者を含め、地域全体で農業を維持していく必要がある。

これまでの主な成果

- 水稲以外の安定した農業収入が確保できた。
- 共同取組を通じ、互いの農地管理状況の認識共有ができた。
- 柿酢等の加工品の開発・商品化を試みる意欲が生じた。

6 稲塚権次郎氏の偉業の伝承と「小麦農林10号」による地域特産品づくり



1. 集落協定の概要

市町村・協定名	南砺市 ^{みのだに} 蓑谷地区			
	〔蓑谷集落協定、細野集落協定 西明集落協定、東西原集落協定〕			
協定面積 226.3ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻、大麦、小麦			
交付金額 2,936万円	個人配分			15%
	共同取組活動 (85%)	農道・水路の維持管理		
農地管理費			15%	
鳥獣被害防止対策費			5%	
共同利用機械・施設整備費			30%	
多面的機能増進活動費			5%	
協定参加者	農業者 183 人、農事組合法人 3 組織、営農グループ 1 団体			開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	地区全域で作成済			

2. 取組に至る経緯

南砺市蓑谷地区（旧城端町）の蓑谷、細野、西明、東西原の4つの集落では、地区出身で「小麦農林10号（ノーリンテン）」の育種者、農学博士稲塚権次郎氏の偉業を伝え、種子の保存と活用、地域おこしを目的に「蓑谷地区村づくり協議会」を平成12年より組織している。平成14年より毎年7月中旬に「権次郎まつり」を開催、農林10号入りのそうめん、うどん、ラーメンを提供し、特産品の開発と地域活性化に取り組んでいる。

3. 取組の内容

地区では小麦農林10号を約20a作付し、採種から製粉までを行っている。精製された小麦粉は、めん類に加工されるほか、地区の加工グループが、パンの生地を使用し「権次郎パン」として販売したり、城端地ビールにも使われている。

また、稲塚氏は後世を地区の「畜産複合型基盤整備」に尽力し、水稻と畜産の循環型農業を進めた。その産物である地元牛を使い「牛丼」にし「権次郎まつり」で提供している。協議会では、農林10号入りのそうめん、うどんを集落全戸及び福祉施設に配るなど、偉人に感謝するとともに、さらなる特産品開発や普及に取り組んでいる。

稲塚氏の生涯を描いた映画「NorinTen～稲塚権次郎物語」は、平成27年春には県内で、秋には全国で公開が予定されている。



収穫した小麦農林10号の脱穀



権次郎まつり

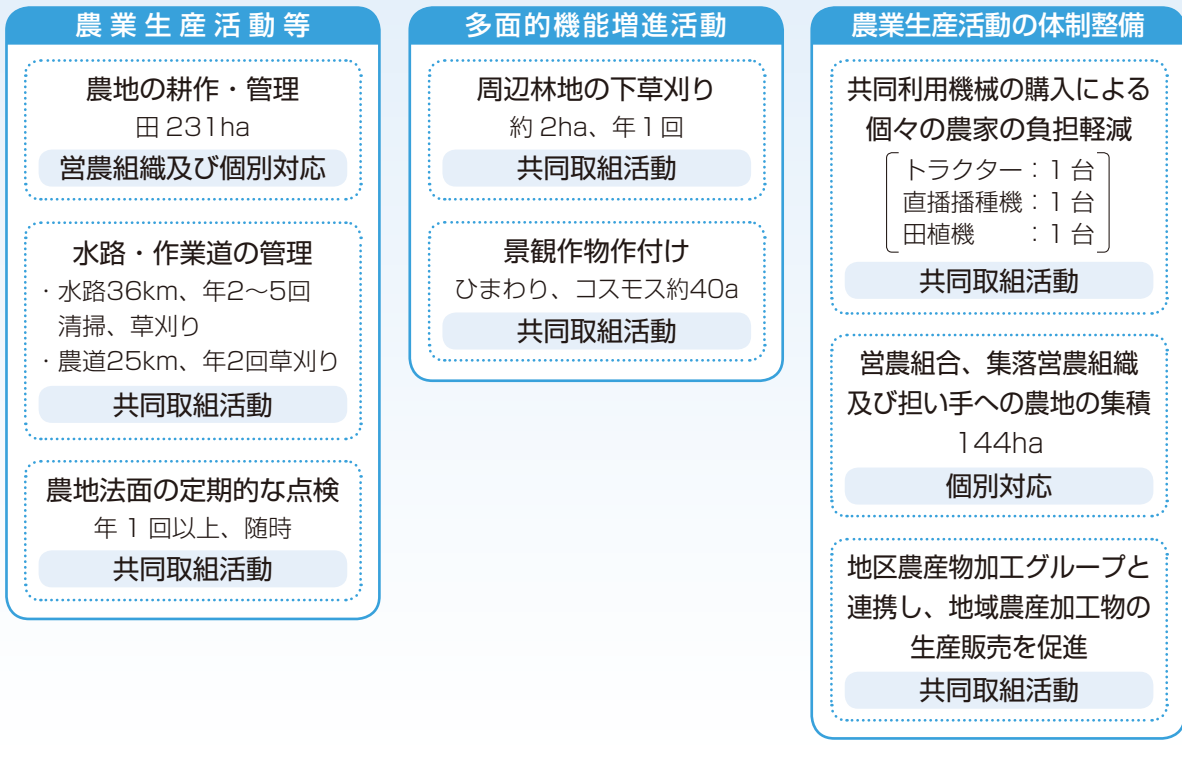
集落の将来像

- 営農組合、集落営農組織等の農業生産体制の充実を進めるとともに、共同機械利用や作業委託による負担の軽減及び認定農業者の育成を推進し、農地の集約を進める。一方で、「小麦農林 10 号」、「地元牛」等、地域性を生かした特産品の生産、開発を図る。



将来像を実現するための活動目標

- 小麦農林 10 号の収穫を継続的に行うために、採種用、作付け用のほ場を保全する。
- 特産米や特産野菜等、付加価値の高い農産物の生産を推進し、新規加工品の開発につなげる。



4. 今後の課題等

耕作の継続が難しくなった農地の営農組織への集約を促進する。また、付加価値の高い農産物の生産を進めるとともに、小麦農林 10 号を使った商品を増やすため、市内製造業者と連携し商品開発を進める。

これまでの主な成果

- 農道補修（一部舗装を含む）5.5 km
- 機械の購入、施設の整備による共同利用促進
- 権次郎まつりの開催による地域活性化、開発中の特産品を出展しテスト販売を実施（H14 から実施し H26 で 13 回目の開催・参加者数 500 名 / 年）

7 「種の里」棚田オーナー活動による都市住民との交流

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	上市町 ^{にしたね} 西種			
協定面積 3.1ha	田 (95.3%)	畑 (4.7%)	草地	採草放牧地
	水稻	ワラビ		
交付金額 54万円	個人配分			49%
	共同取組活動 (51%)	農道、水路の維持管理・修繕等		21%
		鳥獣被害防止対策、景観作物等 都市農村交流活動費		15%
協定参加者	農業者 25 人、非農業者 4 人			開始：平成 13 年度

2. 取組に至る経緯

西種集落は、上市町南東部に位置し、標高約 300 m で、中山間地域特有の棚田を形成した集落である。

農業従事者の高齢化が進んでおり、農地等を保全する取組を行うため、平成 13 年度に集落協定を締結している。

さらに、集落全体の活性化を目指し都市住民との交流を図る目的として、平成 18 年度から棚田オーナー活動に取り組んでいる。

3. 取組の内容

農業機械の共同利用による作業の効率化が図れるよう、平成 16 年度に集落営農組織を設立し耕起や田植え、傾斜地の害虫防除作業を行っている。

また、農業の継続が困難な農用地が発生しないよう集落全体で農業生産活動の管理・維持が図れるよう体制整備を確立している。

地域農業の活性化に向けた活動として、オーナーが共同で昔ながらの里山の田植え、稲刈り、はさがけ体験を通して集落住民との交流を深めている。

「種の里」棚田オーナー活動をきっかけとして、都市住民との交流を今後も継続していけるよう集落一丸となって取り組んでいる。



西種集落の棚田の風景



はさがけ体験

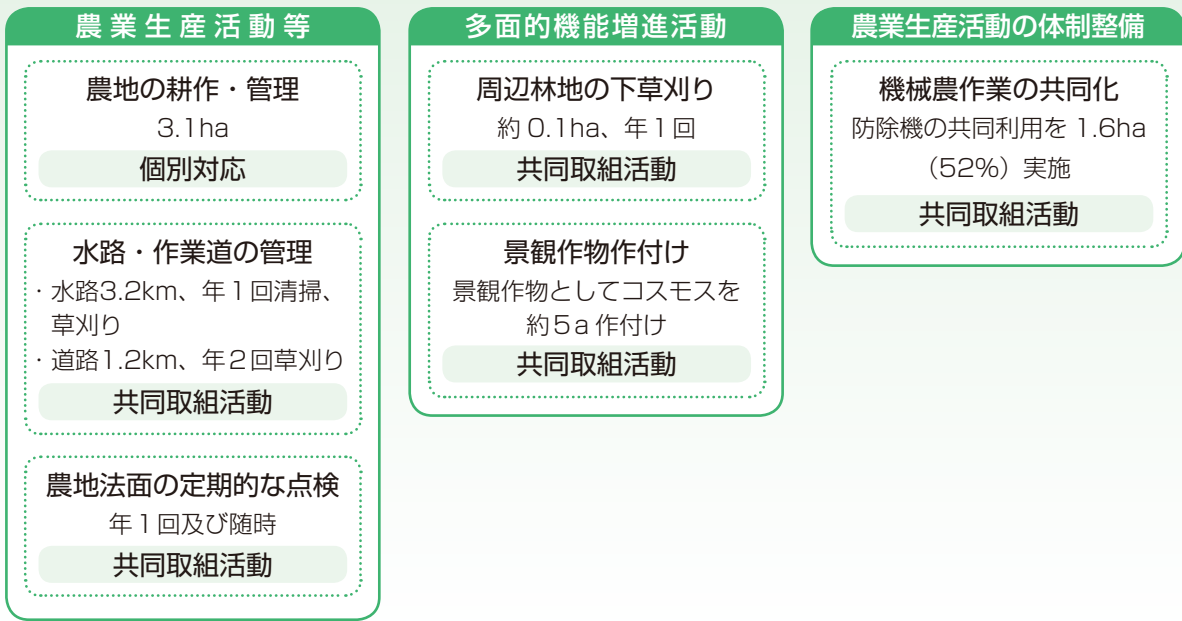
集落の将来像

- 集落営農組織を中心とした持続可能な体制整備
- 都市農村交流の継続的な実施



将来像を実現するための活動目標

- 持続可能な体制整備の構築、機械・農作業の共同利用活動の増進、都市農村交流によるさらなる集落の活性化を目指す。



集落外との連携

- グリーン・ツーリズム黒川地区推進協議会が行っている炭焼き体験にオーナーが参加。

4. 今後の課題等

今後、高齢化が進むことで、農業の継続が困難な農用地がさらに発生する事態が考えられる。都市住民との交流活動を継続して行いながら、さらなる集落ぐるみの共同活動の体制整備を検討していくことが必要である。

これまでの主な成果

- 農業機械・農作業の共同化
 - ・共同防除の実施による営農の効率化
- 電気柵の設置（H25：4km）による農用地の保全
- 都市住民との交流による地域の活性化
 - ・農業体験（田植え、稲刈り等）2回／年実施
 - 参加者 H23：28名、H24：21名、H25：25名、H26：32名

8 集落が一体となった農業生産活動維持と鳥獣害対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	砺波市庄川町雄神 <small>しょうがわまち おがみ</small>			
協定面積 9.5ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	米・大麦・大豆			
交付金額 200万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	農道、水路の維持管理・補修等		99%
事務経費・その他		1%		
協定参加者	農業者 13 人、その他 1 名			開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済			

2. 取組に至る経緯

庄川町雄神地区は、庄川扇状地東端部とその周辺山間地により形成され、地区の約6割が山間地を占めている。山間地にある農地は、現在も農業用水の確保、水利施設の維持管理が大きな問題となっていた。

平成13年度に特認地域が設定され、本制度の対象地区とされたことを契機に、地区内の2集落（庄、金剛寺）により集落協定を締結。農業用水利施設の維持管理を中心とした共同活動に取り組んできた。

平成26年度からは、地区内全集落（庄、金剛寺、三谷）で多面的機能支払交付金による共同活動を開始し、農業用施設整備の充実をはじめ、イノシシ対策や幹線水路の管理点検など、新たな課題に3集落が連携して対応できるよう地区内体制の強化を図った。

3. 取組の内容

当集落協定では、交付金の大部分を農道の舗装や水路・用水管・給水栓・ポンプ等の農業水利施設の修繕や補修、農業生産条件の改善に充てている。

また、農道や水路の周辺の草刈り、江ざらいやワダチへの砂利撒きなどは、集落全体で実施し、農業生産活動を維持する環境づくりを行なっている。

多面的機能支払交付金では、老朽化の著しい水路等の更新整備を集落の直営施工により積極的に進め、施設の長寿命化と農家負担の軽減に大きく寄与している。

さらに、近年、イノシシによる農作物被害が発生しはじめたことから、集落が一体となって電気柵を設置・管理することで、農作物被害の減少と住民生活の安全に効果を発揮している。



水路整備



電気柵設置

集落の将来像

- 集落内の担い手への農地集積、農作業の受委託を進め、農業生産活動の維持を図る。



将来像を実現するための活動目標

- 集落内の担い手への農地集積、農作業の受委託を進める。
- 農道整備、水路改修による農業生産条件の改善により、農業生産活動の維持を図る。

農業生産活動等

農地の耕作・管理

田 9.5ha

個別対応

水路・作業道の管理

- ・水路0.4km、年1回清掃、年2回草刈り
- ・農道0.4km、年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

年1回及び随時

共同取組活動

電気柵の設置

8.1 km

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り

約 0.1ha、年1回

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集団的かつ持続可能な体制整備

- ・集落内の担い手を中心としたサポート体制の構築

共同取組活動

4. 今後の課題等

今後、農業者の高齢化や担い手不足が進行する中で、農業生産活動の維持や農地保全が懸念されることから、水利施設等の計画的な改修、担い手への利用権設定等による農地の集積により、農業生産活動の維持や耕作放棄の防止に努めていくこととしている。

また、中山間地域は農地法面が大変大きく、農地集積後、担い手が農地畦畔の除草を行うことは困難であることから、集落等の共同活動が施設管理面のみならず営農面においても地域農業をサポートする仕組みを作り上げていく必要がある。

これまでの主な成果

- 担い手への農地集積
 - ・担い手への利用権設定 [H17 : 0.8ha、H21 : 4.5ha H26 : 5.0ha]
- 農業施設の改修
 - ・用水路整備 [約 1.4km] ・田への給水栓の取替え [15箇所]
 - ・ポンプ施設改修 [2箇所] ・農道整備 [2路線、約0.1km] ・橋幅 [1箇所]
- 農作物被害 (イノシシ) [H24 : 0.4ha H25 : 0.7ha H26 : 0.08ha]

9 畦畔被覆植物による労力の軽減

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滑川市 ^{もりのしん} 森野新			
協定面積 19.5ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 409万円	個人配分			30%
	共同取組活動 (70%)	水路、農道整備費		19%
		農地管理費		38%
		役員報酬		4%
その他		9%		
協定参加者	農業者 17 人、非農業者 2 人			開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済			

2. 取組に至る経緯

本集落は市東部に位置し、水稻を中心に営農が行われている地域であり、高齢化の進行による農地管理の厳しさから耕作放棄地の発生が懸念されていた。

このような中、平成 13 年から中山間地域等直接支払制度に取り組み、集落を基礎とした営農組織の育成を目標に掲げ、水路・農道の維持管理活動や共同防除活動を実施してきた。

3. 取組の内容

農業者の高齢化に伴い法面管理に係る労力が課題となっていたことから、集落全体にセンチピードグラスの種子吹付を行うことにより、畦畔管理の省力化を図り、持続的な農業生産活動を可能とする体制整備を目指した。

5 年間の計画で全ての農用地に種子吹付を行うこととしており、計画二年目である平成 26 年度までに、全体の約半分程度の農用地に種子吹付を実施したところである。

種子吹付前の草刈り作業は集落の共同活動として実施し、種子吹付作業は専門業者へ委託している。



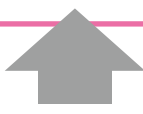
種子吹付前の草刈り作業



種子吹付作業

集落の将来像

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備の構築



将来像を実現するための活動目標

- 農業生産活動の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制について取り決め
- 集落営農の再構築に向けた研修会の実施

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
<p>農地の耕作・管理 田 19.5ha 個別対応</p>	<p>周辺林地の下草刈り 約 0.1ha、年1回 共同取組活動</p>	<p>集団的かつ持続可能な体制の整備 農業の継続が困難な農用地が発生した場合には、集落ぐるみで引き受け、農業生産活動の維持を図る。 共同取組活動</p>
<p>水路・作業道の管理 ・水路 1.4km 年4回清掃、草刈り ・農道 1.4km 年4回草刈り 共同取組活動</p>		
<p>農地法面の定期的な点検 随時 共同取組活動</p>		

4. 今後の課題等

センチピードグラスが定着するには、植栽初年度における管理が重要となる。しかし、本集落での取組は初めてとなるため、今後の活動の中で、いかに効率的かつ効果的な作業が実践できるかが課題となっている。

また、畦畔を被覆するまでに、播種初年度から2～3年を要するために、定期的に除草作業等を行う管理が必要である。

そして、センチピードグラスによる畦畔管理の省力化により、これまで草刈り等に掛かっていた労力を、持続的かつ発展的な農業生産活動の体制整備構築にどのように転換するのか、集落内で定めることが重要である。

これまでの主な成果

- 水路補修3か所、吐口柵の設置（排水路3路線分）
- 耕作放棄地発生抑制

さらなる集落の活性化に向けて



集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう！

制度開始から15年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の耕作放棄地については、集落や地域など皆の力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。
(別途、耕作放棄地の復元に対する支援もあります。)



地域農業の維持・活性化のため、引き続き 地域一体となって活動に取り組みましょう！

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。

地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。



交付金は制度の趣旨に沿った使い方をしましょう！

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

集落間連携・都市住民などの連携

過疎化や高齢化により、単独での活動が難しい場合は、近隣集落等と連携した取り組みについて話し合ってみませんか。

近隣集落と協定を締結

自分たちの集落だけでは農地の維持・管理が難しい場合でも、近隣集落と協定を締結することにより、連携して農地の維持・管理を行うことができます。

近隣集落と連携して認定農業者へ農地を集積

農地が狭小で分散しているため規模拡大が困難な場合でも、近隣集落と連携して認定農業者へ農地を集積することにより、農地の維持・管理を行うことができます。

近隣集落と連携して集落営農組織を設立

複数集落で集落営農を設立すれば、よりスケールメリットを活かした経営が可能となります。また、隣の集落営農と統合して法人化することも可能です。

地域が一体となった協議会を設立

鳥獣被害対策や農産物の地域ブランド化は、地域が一体となった協議会を設立するなどして取り組めば、より効果的です。

その他の連携

大学、都市住民、NPO法人、企業等との交流・連携が可能です。

日本型直接支払制度の活用

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して、下記の制度も合わせて活用できます。

平成27年度より、中山間地域等直接支払制度は下記の制度も含めて法律に基づく制度となり、提出様式の一部が変更されています。

多面的機能支払（地域の共同活動を支援）

〔田の場合〕

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ① 水路の泥上げ、農道の路面維持など | 3,000円/10a |
| ② 植栽やビオトープづくりなど農村環境活動 | 2,400円/10a |
| ③ 水路や農道などの補修や更新 | 4,400円/10a など |



環境保全型農業直接支払

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取り組みとセットで行う次の営農活動

- | | |
|----------|---------------|
| ① 緑肥の作付け | 8,000円/10a |
| ② 堆肥の施用 | 4,400円/10a など |



※活動要件など詳しい内容は、各市町村の農業担当課、新川・富山・高岡・砺波農林振興センター 富山県農村振興課へお問い合わせください。

この制度に関するお問い合わせ先

市役所・町役場の農業担当課または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

新川農林振興センター 企画振興課

〒937-0863 魚津市新宿10-7
TEL 0765-22-9136
FAX 0765-22-9154

富山農林振興センター 企画振興課

〒930-0096 富山市舟橋北町1-11
TEL 076-444-4475
FAX 076-444-4518

高岡農林振興センター 企画振興課

〒933-0806 高岡市赤祖父211
TEL 0766-26-8448
FAX 0766-26-8466

砺波農林振興センター 企画振興課

〒939-1386 砺波市幸町1-7
TEL 0763-32-8130
FAX 0763-32-8144

富山県農林水産部農村振興課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076-444-9011
FAX 076-444-4427



元気な中山間地域づくり

活性化事例集

